

京都食肉市場ブランドPR業務仕様書

1 業務名

京都食肉市場ブランドPR業務

2 業務委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 業務目的

京都食肉市場ブランド（以下「市場ブランド」という。）のSNSアカウント等で情報を発信し、市場ブランドの消費者への浸透を図る。

(1) 市場ブランドとは

京都市中央食肉市場では、生産農家が丹精込めて育てた良質な牛・豚を全国各地から集荷し、徹底した品質管理のもと、高度な技術を継承した職人による加工が行われており、当市場から出荷される良質なお肉を「京都食肉市場ブランド」と認定している。

(2) 市場ブランドSNSアカウント

X : @kyoto_syokuniku

Instagram : kyoto_syokuniku

4 委託業務の内容

(1) 市場ブランドSNSアカウントでの情報発信

ア 市場ブランド取扱店舗の紹介

紹介店舗の開拓、掲載原稿の作成、掲載画像、動画の調整、掲載内容の店舗への確認、SNSアカウントでの投稿。

イ 京都市中央食肉市場の関連情報の発信

掲載原稿の作成、掲載画像、動画の作成・調整、SNSアカウントでの投稿。

ウ 京都市中央食肉市場の関連情報の英語での発信

掲載原稿の作成、掲載画像、動画の作成・調整、SNSアカウントでの投稿。年3回以上の実施。

エ その他市政情報等の発信

オ 頻度

月2回以上の投稿。

(2) SNSアカウントフォロワー数増加キャンペーンの企画及び実施

年3回以上実施することとし、内2回は令和7年5月開催予定の「京都食肉市場まつり」、10月開催予定の「京都肉祭」に連動したキャンペーンを行うこと。

(3) 市場PRイベントの企画、運営補助

5 業務進行及び管理

(1) 業務の実施に当たっては、企画担当者を配置し、その者が主として業務を行うこと。

また、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により業務を進め、情報の発信や企画を実施する場合は事前に本市の許可を得ること。

(2) 業務の打合せについては適宜行うが、初回及びキャンペーン等のPR企画の打合せには企画担当者が出席すること。

(3) 現地調査等の必要調査については、必要であれば適宜実施すること。

(4) 協議資料及び業務の遂行に当たり本市が提出を求める資料等については、その都度、本市が求める部数の紙資料及び電子データを提出すること。

(5) 業務の実施に伴い必要となる資料のうち本市が所有するものについては、可能な限り提供する。

- (6) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を第三者へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (7) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

6 契約

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 業務委託料の上限

2, 200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

業務委託期間と同じ

(4) 委託費の支払条件

原則、精算払いとする。

(5) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額すること
は認めない。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業
務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があると
きは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

ウ 受託候補者に選定された者と本市が業務委託料の上限の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することになった場合
又は本市からの委託契約に係る指定停止を受けることとなった場合は、その者とは契約を行わない。

7 成果物

業務委託期間終了後、ただちに報告書を電子データにより提出すること。

8 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、
定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託内容に応じて
本市に帰属するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、
定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。
- (5) 本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のた
めに行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、受託者はその費用を本市に請求することが
できない。